

会 議 要 旨

1 開 会 午後 3 時 00 分

2 平成 27 年 4 月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

委員報告

4 月 17 日、平成 27 年度市町村教育委員会連絡協議会幹事会内容について、委員長より報告がなされた。

4 月 20 日、平成 27 年度鹿児島県教育行政説明会内容について、委員より報告がなされた。

教育長報告

報告第 6 号から 9 号及び議案が 4 件あります。それぞれ担当課長から報告させます。

(1)27 報告第 6 号

スクーリングサポート事業の専門指導員の委嘱について

(委員長)

報告第 6 号の説明を求めます。

(学校教育課長)

報告 6 号であります。1 頁をお願いします。

スクーリングサポート事業の専門指導員の委嘱について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理した平成 27 年度スクーリングサポート事業の専門指導員の委嘱について、同条第 2 項の規定により報告します。

スクーリングサポート事業専門指導員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了となったことに伴い、平成 27 年度のスクーリングサポート事業の専門指導員を委嘱したものである。任期は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までである。

(委員長)

委員の皆さんから何か質疑等ありませんか。

(委 員)

なし。

(委員長)

次に報告第 7 号について説明を求めます。

(2)27 報告第7号

地区公民館長及び自治公民館長の委嘱について

(委員長)

報告第7号の説明を求めます。

(社会教育課長)

報告7号であります。2頁から5頁をお願いします。

地区公民館長及び自治公民館長の委嘱について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した地区公民館長及び自治公民館長の委嘱について、同条第2項の規定により報告します。

平成27年度の地区公民館長及び自治公民館長を委嘱したものである。

任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

(委員長)

只今の件につきまして、委員の皆さんから何か意見はありませんか。

(教育長)

総会の折に同一人物に公民館長及び行政連絡員の辞令を交付したが、公民館長と行政連絡員との違いを求められましたので、違いについて社会教育課長から説明させます。

(社会教育課長)

地区公民館長及び自治公民館長は社会教育法に基づき教育委員会が委嘱するものであります。また、公民館を拠点に地域の行事や生涯学習活動などを中心に行うものであります。

行政連絡員というのは、月2回の配りものや災害時などの対応、行政とのパイプ役を担って頂く大事な仕事であり西之表市長が委嘱するものであります。

(委員長)

新しい区長さんは何名ですか。

(社会教育課長)

4名です。

(委員長)

他にありませんか。無ければ、次の報告第8号について説明を求めます。

(3)27 報告第8号

西之表市スポーツ推進委員の委嘱について

(委員長)

報告第8号の説明を求めます。

(社会教育課長)

報告8号であります。6頁をお願いします。

西之表市スポーツ推進委員の委嘱について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した西之表市スポーツ推進委員の委嘱について、同条第2項の規定により報告します。

スポーツ推進委員が平成27年3月31日をもって任期満了となったので、新たに委員を委嘱したものである。

任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間である。

(委員長)

委員の皆さんから何か質問ありませんか。

25年されている方がいますが、何かスポーツをされていますか。

(教育長)

市民体育祭の時にマスゲームの指導をお願いしています。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ、次の報告第9号について説明を求めます。

(4)27 報告第9号

スクールガードリーダーの委嘱について

(委員長)

報告第9号の説明を求めます。

(学校教育課長)

報告9号であります。7頁をお願いします。

スクールガードリーダーの委嘱について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理したスクールガードリーダーの委嘱について、同条第2項の規定により報告します。

スクールガードリーダーの任期が平成27年3月31日で満了となったことに伴い平成27年度スクールガードリーダーを上記のとおり委嘱したものである。

任期は、平成27年5月1日から平成28年3月31日までである。

(委員長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委員)

スクールガードリーダーの方は、朝と下校時に立っていますか。

(学校教育課長)

時間数が決まっていますので、常に立つということはありません。

(教育長)

スクールガードのリーダーと言うことで、自分が担当する校区を巡視したりして校長に報告しております。

(学校教育課長)

朝7時から9時まで、下校時3時から5時まで1日2回です。

(委員長)

無ければ、次の議事に入ります。

4 議 事

(1)27 議案第2号

西之表市文化財保護審議会委員の任命について

(委員長)

議案第2号の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案2号であります。8頁から9頁をご覧ください。

西之表市文化財保護審議会委員の任命について

西之表市文化財保護審議会条例第3条第3項の規定により西之表市文化財保護審議会委員を次のとおり任命することについて、教育委員会の議決を求める。

西之表市文化財保護審議会委員が平成27年5月7日をもって任期満了となったので、新たに委員を任命しようとするものである。

任期は、平成27年5月8日から平成29年5月7日までの2年間である。

(委員長)

只今、説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委 員)

なし。

(委員長)

無ければ、次の議案3号にいきたいと思います。

(2)27 議案第3号

西之表市文化財保護審議会への諮問について

(委員長)

議案第3号の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案3号であります。10ページをお願いします。

西之表市文化財保護審議会への諮問について

次の資料を指定文化財とするため、西之表市文化財保護条例第4条第4項の規定により、西之表市文化財保護審議会へ諮問することについて、教育委員会の議決を求める。

西之表市にある資料3点(種子島開発総合センター所蔵)を指定文化財とするため、その文化的価値について、西之表市文化財保護審議会へ諮問しようとするものである。

(委員長)

只今、説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(教育長)

これは今まで鉄砲館で保管されていたものです。今まで、指定されなかった理由がありますか。

(総務課長)

特にありませんが、文化財の優先順位から漏れていたということになります。委員の中には早く指定した方が良いという意見もありました。

(委員)

個人で所有している物も市として把握しているものですか。

(総務課長)

全ては把握していませんが、重要な物については把握しております。

(委員長)

審議会で諮問をして頂くということですので、価値のあるものと考えますので承認とします。次の議題4号に入ります。

(3)27 議案第4号

西之表市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

(委員長)

議案第4号の説明を求めます。

(総務課長)

議案4号であります。13ページをお願いします。

西之表市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

西之表市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育委員会の議決を求める。

条文中の引用している条に誤りがあるため、要綱の一部を改正しようとするものである。

(委員長)

只今、説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ、次の5の委員から出された動議討論にはいります。

5 委員から出された動議討論等

(委員長)

皆さんから何かありませんか。

(委員)

なし。

6 行事实施状況及び行事予定

(1) 各課等の4月の行事实施状況について

各課等の4月行事实施状況について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

只今、4月の行事の実施状況について説明がありましたが、総務課から質問はございませんか。

(委員長)

地方創生総合戦略本部専門部会とありますが、どのような専門部会でしょうか。

(総務課長)

地方創生総合戦略本部会議は、国において、人口減少・超高齢化社会という国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、「まち・ひと・しごと創生本部」が設立され若い世代の就労、結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決の3つの視点を基本に魅力あふれる地方創生を目指すこととなります。

地方公共団体においても、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないことになっています。

本市においても同じであり審議会を設置し取り組むものであります。その中の専門部会の中で計画作りを行うものであります。

(委員長)

他にありませんか。無ければ学校教育課にいきます。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ社会教育課にいきます。

(委員)

人形劇団ひとみ座の日程は決まっていますか。

(社会教育課長)

平成28年2月11日西之表市で行う予定であります。市民会館も新しくリニューアルされるということで進んでおります。

(委員長)

市民会館工事期間の代替施設はどこですか。

(社会教育課長)

代替施設は、青少年ホーム・市民体育館になると思います。

(委員長)

工期はいつごろまでですか。

(教育長)

年内完成予定です。

(委員)

種子島スポーツクラブの運営について、指定管理にするという話が出ておりますが、総会の中で議論はされておりますか。

(社会教育課長)

総会の中では、次年度にNPOを取り組む形で、今年度は準備委員会を立ち上げていく方向であるということでありました。

(教育長)

平成28年度までは、国の補助があるが29年度以降少なくなり自力で運営していかなければならなくなります。そのためには、活動資金が必要となることからNPOを立ち上げ指定管理も受けて運営していくということだと思います。

将来的には、指定管理だけでなく事業を取り入れていく必要があります。

(委員長)

他にありませんか。次に5月、6月行事予定についてお願いします。

(2) 5月・6月の行事予定について

各課の5月、6月行事予定について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

只今、5月、6月の行事予定について説明がありましたが、5月の方から質問はござ

いませんか。なければ、6月の方で何かありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ5月からの教育委員の出席確認を行います。

(委員長より各委員の出席等の確認が行われた。)

7 当面する教育行政の諸課題について

(1) 県連絡協議会・熊毛地区連絡協議会定期総会の出席について

(総務課長)

資料により県連絡協議会総会及び熊毛地区連絡協議会総会について説明が行われた。

8 その他

(学校教育課長)

<27年4月末における西之表市児童生徒の不登校・いじめ・問題行動についての対応状況について報告がなされた。>

(委員長)

他にありませんか。

(委員長)

事務局からありませんか。

(教育長)

明日から土曜授業が始まります。

年間9回実施いたします。

(委員)

なし。

9 閉会 午後3時50分

大変ご苦勞さまでした。これで5月の定例教育委員会を閉じます。